

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく、農業者等の協議が行われたので、同項の規程により下記のとおり公表する。

令和3年5月20日

三春町長 坂本浩之

1 協議の場を設けた区域の範囲

平沢2区地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月31日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

個人 6経営体

団体 1経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない。

5 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手・受け手の意向を的確に把握しながら、農地の効率的な集約を行うため、状況に応じて農地中間管理機構制度を活用する。

6 地域農業の将来のあり方

後継者、担い手不足を解消する方策として、定年退職後の労働力を活用する。

中山間直接支払組織を中心に、地域ぐるみで畑の耕作放棄地を解消するため、計画的に梅、花木を定植し、地域の環境整備と高齢者の加工技術の継承（梅干し）に取り組むとともに、多面的組織と連携し、地域内の畦畔や法面の草刈り作業、水路、農道などの適切な維持管理を地域で取り組んで行く。

5年後は、担い手が農地を集積しても適切な農業経営が営まれるようほ場条件を整備する。